

豊橋市立西郷小学校

いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

(最終改定)

平成26年4月1日

1 いじめについての基本的な考え

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることであり、どの学校にも起こりうることである。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないようにするとともに、本校の少人数学級である特質を生かしてより深い児童理解に努める。いじめやいじめの兆候を認知したときには、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするために、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする必要がある。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
〈いじめ防止対策推進法より〉

ある行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なことにとらわれず、いじめられた児童の立場に立つことが重要である。また、いじめにも多様な態様があることを認識しておく必要がある。具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

【いじめの態様】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止対策組織

(1) 生活サポート委員会

いじめ防止対策組織として、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめであるか否かの判断やいじめのささいな兆候や懸念、児童や保護者からの訴えを、特定の教員が抱え込む又は対応不要であると個人で判断することのないよう組織として対応する。

【生活サポート委員会の構成】

校長 教頭 教務主任 校務主任 学年主任 生徒指導主任
生活サポート主任 養護教諭 道德教育推進教師 スクールカウンセラー
教育相談員等

(2) 「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。(年間計画)

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。(年間計画)

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・「学校いじめ防止基本方針」は学校ホームページへ掲載するなど保護者や地域住民が学校いじめ基本方針を容易に確認できるようにする。また、年度当初に保護者へ説明する。あわせて、いじめ対策の窓口の周知、相談機関「子どもSOSホットライン24等」の紹介も行う。(年間計画)
- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

マニュアルとチェックリストを基にして

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応し、被害児童を徹底して守り通す。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・いじめの解消の判断については、
 - ①いじめに係る行為が止んでいること。止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童本人及びその保護者に対し面談等により確認する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

4 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア 児童同士の関わりを大切にして、のびのびと気持ちや考えを表現できる温かい学級、互いのよさを認め合える共感的な姿勢をもつことができる学級づくりに努める。
- イ 学級の枠を越えた教育活動（集会、なかよし班活動、各種競技会等）の中で、連帯感を培い、思いやりの心を育てる。
- ウ 児童の生活日記や言動、毎日のふれあいの中で、細かな観察に心がけ、ちょっとした言動の背景にある問題を見逃さない観察力を身につけ、児童理解に努める。
- エ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感・自己有用感を育む学級づくり・授業づくりに努める。
- オ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- カ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

マニュアルとチェックリストを基にして

- ア 生活アンケートや教育相談を定期的実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努めるとともに、いじめを未然に防ぐための取組の評価とする。
 - 生活アンケート 6月・10月・2月、
 - 生活ミニアンケート 4月・5月・7月・9月・11月・12月・1月・3月
- イ 放課や給食時なども児童と積極的にかかわり、ふれあいを大切にしながら児童理解に努める。教師と温かい人間関係づくりをし、どんな些細なことでも児童が教師に相談できるようにする。
- ウ 保護者と連絡を取り合い信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。必要に応じて家庭訪問も行う。
- エ 校内相談室を整備したり、相談箱を設けたりするなど、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 外部の相談窓口の紹介、周知を図る。

(3) いじめに対する措置

マニュアルとチェックリストを基にして

- ア いじめを認知したり、通報を受けたりしたら「生活サポート委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害者・加害者からの事実確認・事情聴取を複数の教員で速やかに行う。
- ウ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- エ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- オ いじめの事実・指導内容について保護者に連絡をし、その後の様子を保護者とともに見守っていく。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー

- 等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- キ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- ク ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「西郷小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。（年間計画）
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に2回実施（6月、12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。（年間計画）

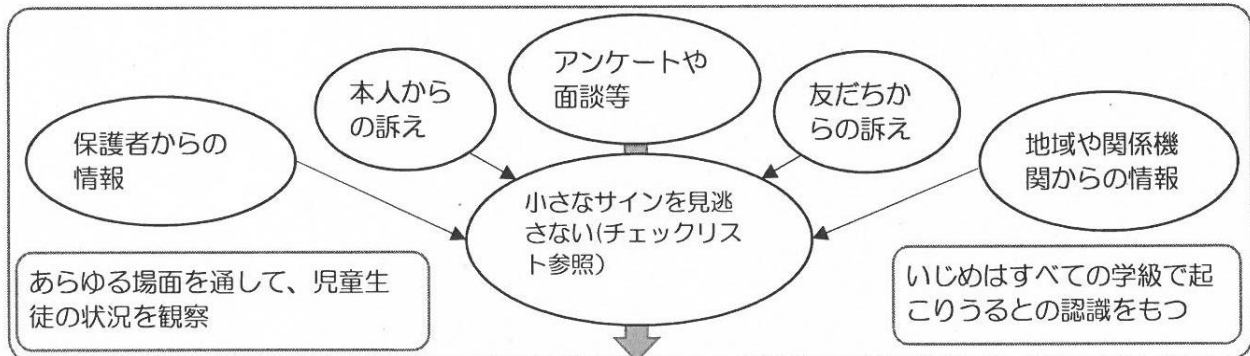
7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を年2回以上計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。（年間計画）
- (2) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

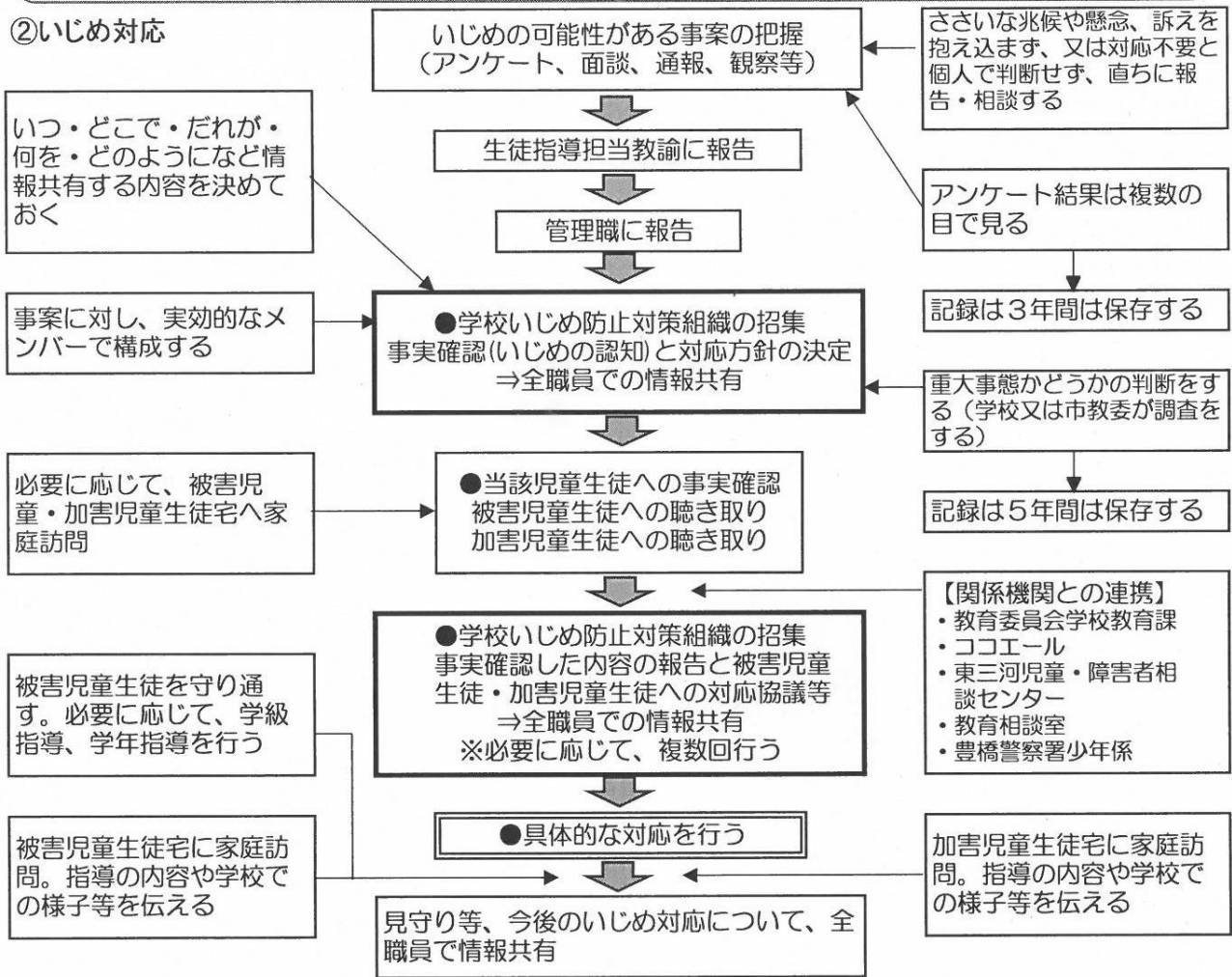
いじめ早期発見・対応マニュアル

豊橋市立西郷小学校

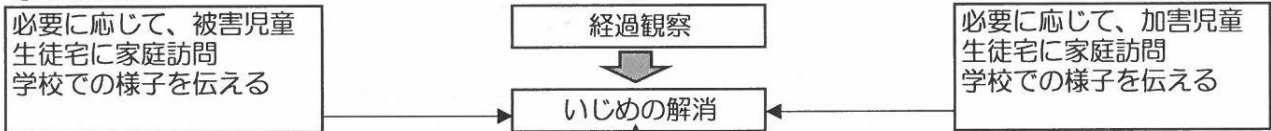
①いじめの発見



②いじめ対応



③事後対応



【いじめ解消の判断】 少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある

- いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。
止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により確認する。

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- いつも誰かの机が曲がっている
- グループ活動の時など、机と机の間に隙間がある
- ロッカーの中が乱れていたり、掲示物が破れていたりする
- 特定の子どもに気がつかっている雰囲気がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 特定のグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- ささいなことで冷やかすグループがある
- グループ分けをすると特定の子どもが残る

いじめられている子

●日常の行動・表情の様子

- あいさつに対してははっきり反応しない
- あいさつをされない
- 登校時間が遅くなっている
- 遅刻・欠席が増えている
- 早退や一人で下校することが増えている
- 表情が暗く、うつむきがちになる
- 体調不良を訴えたり、保健室へ行きたがったりする
- 服がひどく汚れていたりボタンが取れたりしている
- 持ち物がなくなったり、掲示物がいたずらされていたりしている

●授業中・休み時間

- 教室へいつも遅れて入ってくる
- 学習意欲が低下し、忘れ物が多い
- プリントが配布されない
- 班編成をしたとき、孤立する
- 学習用具がなくなる
- 発言すると、周囲がざわつく
- 教職員の近くにいたがる
- 一人でいることが多い
- 周囲の子どもから特定のあだ名で執拗に呼ばれる
- 意味もなく廊下を歩いていたたり、用もないのに職員室などに顔を出したりする

●給食・清掃の時間

- その子が配膳すると、嫌がる素振りをする
- 会食するとき、机と机の間に隙間がある
- 食べ物にいたずらをされる
- 会食中に周囲の会話に入ろうとしない
- 盛り付けが極端に多かったり少なかったりする
- 一人で掃除や後片付けをしている
- その子の机やいすを運ぼうとしない
- みんなが嫌がる仕事をいつもしている

いじめている子

- 多くのストレスをかかえている
- 悪者扱いされていると思っている
- あからさまに教職員の機嫌をとる
- 特定の子どもにのみ強い仲間意識をもつ
- 教職員によって態度を変える
- 教職員の指導を素直の受け取れない
- グループで行動し他の子どもに指示を出す
- 他の子どもに威嚇する表情をする

いじめ早期対応のためのチェックポイント

豊橋市立西郷小学校

いじめの認知から早期対応に向けて

●日常の行動・表情の様子

- 「いじめ早期発見のためのチェックポイント」などを活用し、わずかなサインを見逃さないようにしている
- ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まず、又は対応不要と個人で判断せず、直ちに報告・相談している

●アンケートおよび個人面談

- アンケートを年間計画に位置づけ、定期的実施している
- アンケートは、欠席者や不登校児童生徒などに対しても、もれなく実施している
- アンケートの結果は、複数の目で確認している
- 記入後のアンケート用紙を保存している（3年間）
- 個人面談の機会をもっている
- 個人面談では、安心して話ができる環境をつくっている
- アンケートや個人面談の結果が蓄積され、毎年引き継がれている

組織的な対応に向けて

- アンケートや個人面談の結果が集約され、学校いじめ防止対策組織に報告している
- 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」など、情報共有する内容が決まっている
- いじめ対応の窓口は、学校いじめ防止対策組織であり、報告が上がった事案は組織として対応している
- いじめ早期発見・対応マニュアルに則り、いじめ事案に対応している
- 被害児童生徒を守り通すという意識で対応している

重大事態への対応について

- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等にあたっている
- 記録をきちんと残している
※重大事態の場合、アンケート等も含め、記録は少なくとも5年間は保存することが望ましい。記録の廃棄については、被害児童生徒・保護者に説明の上行う
(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)
- 記録の引継ぎがきちんと行われている

学校いじめ防止対策組織が行うべきこと

●教職員に対して

- 教職員に対し、いじめの定義やいじめの解消の判断など周知を行っている
- 事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修を、年複数回実施している

●保護者・地域に対して

- 学校いじめ防止基本方針を、入学時・各年度の開始時に児童生徒・保護者、関係機関等に説明している。
- 学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載し、保護者や地域住民が容易に確認できるようにしている
- いじめの相談窓口であることを周知している
- いじめの認知が「0」の場合、児童生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認している

●未然防止に向けた取り組み

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを具体的にしている
- 具体的な年間計画を作成し、実行している

●取り組みの見直しについて

- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているのかについての点検・見直し（PDCAサイクルの実行を含む）を行っている
- アンケート用紙や調査の仕方、面談の方法、いじめ事案の情報共有のあり方などを検証し、見直しを行っている

【重大事態発生時の調査対応図】

